

# 公益財団法人文化財虫菌害研究所定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人文化財虫菌害研究所と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。  
2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、文化財の虫害、菌害等主として生物による損害の予防及びその除去等を研究し、もつてわが国の文化財の保護に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
一 文化財の虫害、菌害等の予防及び除去並びにその文化財に与える影響に関する調査研究  
二 前号の調査研究結果に基づく予防及び除去の実施  
三 文化財の虫害、菌害等の予防及び除去に従事する技術者の育成  
四 文化財の保存に関する研究会、講演会等の開催  
五 文化財の保存に関する刊行物の発行  
六 その他目的を達成するため必要な事業  
2 前項に掲げる事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。  
2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもつて管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前の日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。  
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。  
一 事業報告  
二 事業報告の附属明細書  
三 貸借対照表  
四 損益計算書（正味財産増減計算書）  
五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書  
六 財産目録  
2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。  
一 監査報告  
二 理事及び監事並びに評議員の名簿  
三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類  
四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書

## 類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件のすべてを満たさなければならない。

一 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定員に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会で定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

2 評議員のうち1名を評議員会議長とし、互選により選任する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の制定・改廃
- 三 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 四 定款の変更
- 五 残余財産の処分
- 六 基本財産の処分又は除外の承認
- 七 新たな義務の負担、権利の放棄又は借入金の借入（事業計画又は収支予算で定めるもの又はその事業年度の収支をもって償還する一時借入金を除く。）
- 八 その他評議員会で決議するものとしてこの定款で定める事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後2か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - 一 監事の解任
  - 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - 三 定款の変更
  - 四 基本財産の処分又は除外の承認
  - 五 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第20条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上5名以内
- 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の

関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。
  - 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
  - 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて解任することができる。
- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
  - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会が定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 非常勤の理事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前項に関し必要な事項は、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(会長及び顧問)

- 第28条 この法人に、任意の機関として、会長1名及び顧問若干名を置くことができる。
- 2 会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
  - 3 会長及び顧問は、次の職務を行う。
    - 一 理事長の相談に応ずること。
    - 二 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
  - 4 会長及び顧問は、無報酬とする。

## 第7章 理事会

(構成)

- 第29条 理事会は、すべての理事をもつて構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- 一 この法人の業務執行の決定
  - 二 理事の職務の執行の監督
  - 三 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

(議決の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によつて変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によつて解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第41条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に所用の職員を置き、事務局長を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第43条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

一 定款

二 理事、監事及び評議員の名簿

三 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

四 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類

五 財産目録

六 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定

七 事業計画書及び収支予算書

八 事業報告書及び計算書類等

九 監査報告書

一〇 その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第45条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第11章 会員

(会員)

第44条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める会員規程による。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第46条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第14章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 新庄 五朗

田村 正人

三浦 定俊

山野 勝次

和田 勝彦

監事 小谷野 匡子

細川 哲郎

- 4 この法人の最初の理事長及び常務理事は、次に掲げる者とする。  
理事長 三浦 定俊  
常務理事 和田 勝彦
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
亀井 伸雄  
高鳥 浩介  
辻 英明  
林 晃史  
増田 勝彦  
三輪 嘉六  
毛利 和雄
- 6 第19条第2項及び第35条第2項の改正は、平成24年2月2日から施行する。  
表題および第1条の改正は、平成25年7月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
定期預金	三菱UFJ銀行 48,000,000円
	三井住友銀行 49,000,000円
有価証券	大和証券 3,000,000円